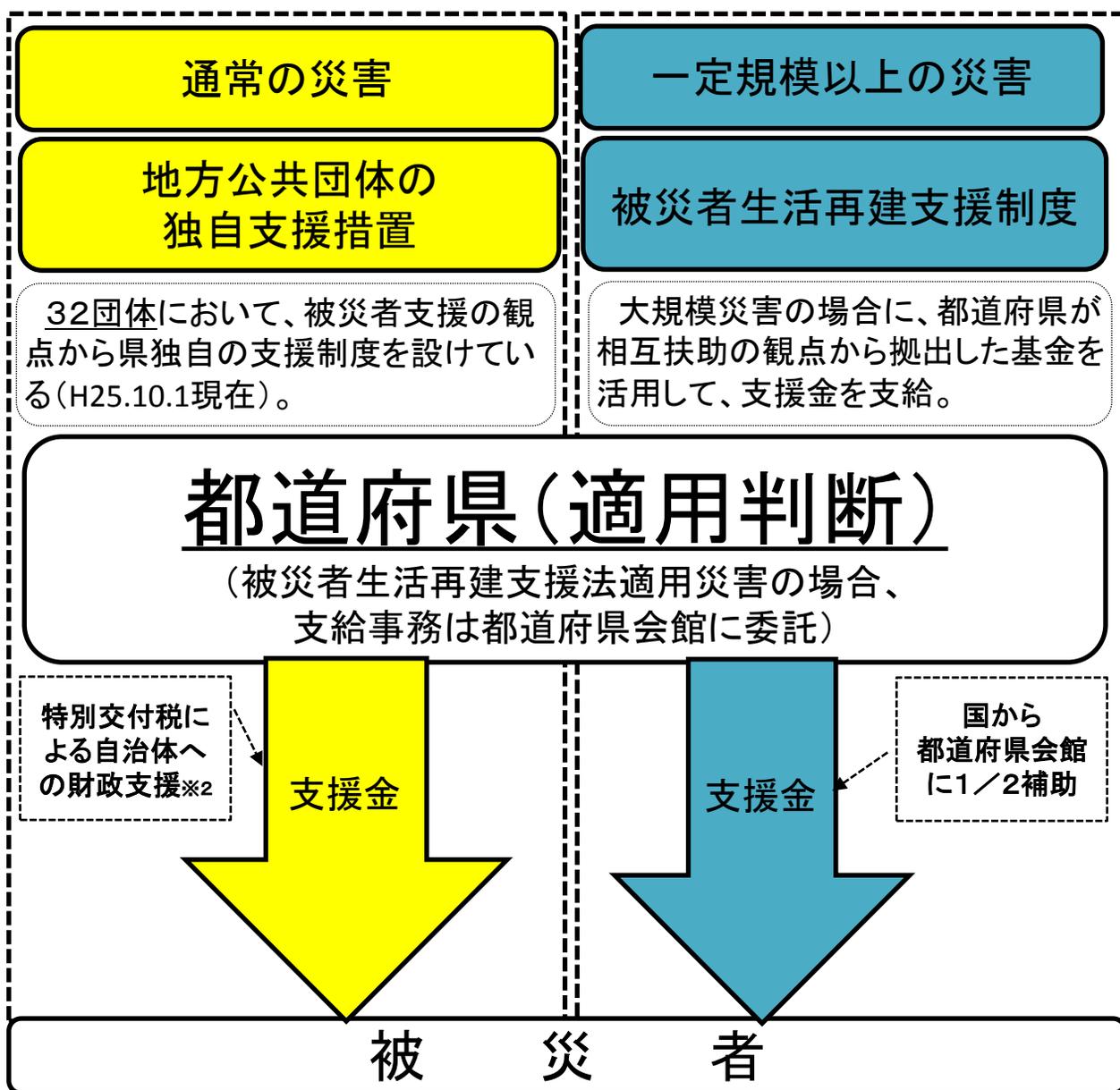


○災害時の被災からの生活再建については、自助(保険加入等※1)、共助(フェニックス共済等)、公助(行政による支援)の適切な組み合わせによる対応が基本

○公助については、一義的には自治事務として、地方公共団体が住民のニーズ、災害の状況に応じて対応しており、このうち、一定の災害については、支援法により都道府県が相互扶助の観点から共同で拠出した基金を活用し、対応

○上記支援法による支援に対しては、国も2分の1を補助
 なお、都道府県において、支援法の対象以外のものについて行う同等の独自の支援措置に対しても、特別交付税により措置※2



※1 自然災害による住家の被害については、火災保険に付加される保険により補償対象とすることができる。

※2 都道府県が支援法適用災害で、適用されなかった区域に対し、支援法と同等の独自の支援措置を設けて生活再建支援を行った場合に、支援(15団体)。